

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○平成30年度から平成32年度までに県が委託する庁舎等の清掃等の業務の契約に係る指名競争入札の参加者の資格等（管財課）	1
○平成30年度から平成32年度までに県が委託する庁舎等の清掃業務の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（ 〃 ）	2
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（漁業管理課）	3
○平成30年度から平成32年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（総務事務センター）	3
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部改正（9・19揭示）	5
○政治団体の設立の届出	6
○政治団体の届出事項の異動の届出	6

## 告 示

### 高知県告示第654号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に県が委託する庁舎等の清掃、警備又は設備保守管理（以下「清掃等」という。）の業務の契約に係る指名競争入札（以下「指名競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期、方法等について次のとおり定める。

平成29年9月29日

高知県知事 尾崎 正直

#### 第1 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加することができる者（以下「有資格者」という。）は、県内に事務所又は営業所を有し、かつ、審査基準日（資格審査の申請の日の属する月の前月の初日とする。以下同じ。）の前日において1年以上の建築物又はその附属施設

（以下「建築物等」という。）の清掃等の業務（警備の業務については、建築物等以外の警備の業務を含む。以下同じ。）の営業実績を有する者で、1に定める資格審査事項により審査し、指名競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定したものとす。ただし、審査基準日において、2の(1)から(7)までのいずれかに該当する者は、指名競争入札に参加する資格の審査を受けることができない。

#### 1 資格審査事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 審査基準日の直前2年以上の期間事業を継続している者にあつては直前2年の、2年未満の期間事業を継続している者にあつては直前1年の各事業年度における建築物等の清掃等の業務の受託実績により算出した年間平均受託実績
- (2) 審査基準日の前日における営業年数
- (3) 審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額（法人にあつては純資産の額を、個人にあつては次年繰越しの純資本金の額をいう。）
- (4) 審査基準日の前日における清掃等の業務に従事する従業員数
- (5) 清掃の業務にあつては、審査基準日の前日におけるビルクリーニング技能士、ビルクリーニング技能審査合格者又は建築物環境衛生管理技術者免状を有する者である従業員数
- (6) 審査基準日の直近決算における経営比率
  - ア 流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したもの）
  - イ 自己資本比率（純資産の額を総資産の額で除して得た数値を百分比で表したもの）
  - ウ 売上高経常利益率（経常利益の額を売上高の額で除して得た数値を百分比で表したもの）

#### 2 次のいずれかに該当する者は、指名競争入札に参加する資格を有しない。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人若しくは未成年者又は破産者で復権を得ないもの
- (2) 営業に関し法令上必要な要件を備えていない者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 手形又は小切手の不渡り事故を起こし、銀行当座取引を停止されている者
- (5) 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者
  - ア 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
  - ウ 役員等（法人にあつては代表役員等及び一般役員で

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

あつて経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員等に該当するもの

エ 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの

オ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

カ 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

キ 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

ク 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

ケ 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

コ アからケまでに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(6) 審査基準日の前日までに納期限の到来した県税又は消費税及び地方消費税を滞納している者。ただし、資格審査の申請をするまでに完納した場合は、この限りでない。

(7) 県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者にあつては個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしない者、県内の市町村において新たに事業を開始しているが個人住民税の特別徴収義務者に該当するか否かの判断がされていない者にあつては個人住民税の特別徴収義務者に該当する

- こととなったとき（個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときを含む。）に個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしない者
- 第2 資格審査の申請の時期、方法等
- 1 指名競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、知事が別に定める様式による指名競争入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）を平成29年11月20日（月）から同年12月19日（火）までの間に知事に提出しなければならない。
- なお、その後も随時の受付を行うが、平成30年4月1日からの参加資格の取得を希望する場合は、当該期間に申請すること。
- 2 資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、別の書類をもってこれに代えることができる。
- (1) 登記事項証明書（個人にあっては、営業を行っていることを確認することができる書類及び市町村長が発行した身分証明書並びに申立書（知事が別に定める様式による。））
- (2) 営業経歴書（知事が別に定める様式による。）
- (3) 受託業務実績調書（知事が別に定める様式による。）
- (4) 従業員名簿（知事が別に定める様式による。）
- (5) 納税証明書（審査基準日の前日までに納期限の到来した県税並びに消費税及び地方消費税について滞納がないことが分かる証明書）
- (6) 財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び利益処分（損失処理）に関する書類、個人にあっては貸借対照表及び損益計算書で、審査基準日の直前2事業年度分のもの）
- (7) 印鑑証明書
- (8) 清掃の業務の資格審査を受けようとする場合において、ビルクリーニング技能士、ビルクリーニング技能審査合格者又は建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を雇用しているときは、そのことを証する書面及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の登録を受けているときは、そのことを証する書面の写し
- (9) 警備の業務（駐車場整理の業務を含む。）の資格審査を受けようとする者にあっては、警備業法（昭和47年法律第117号）第5条第2項の認定証の写し
- (10) 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（知事が別に定める様式による。）
- (11) 個人住民税特別徴収額決定通知書の写し
- (12) 役員等名簿及び照会承諾書（知事が別に定める様式に

- よる。）
- (13) (1)から(12)までに掲げる書類のほか、知事が特に必要があると認める書類
- 第3 資格審査の結果の通知
- 資格審査の結果は、知事が別に定める様式による指名競争入札参加資格決定通知書により当該申請者に通知する。
- 第4 資格審査申請書及び添付書類の記載事項の変更届
- 資格審査申請書を提出した後に次に掲げる事項に変更があったときは、知事が別に定める様式による指名競争入札参加資格審査申請書等記載事項変更届を直ちに知事に提出しなければならない。
- 1 商号又は名称
- 2 本社又は本店の所在地
- 3 営業所等の名称又は所在地
- 4 法人にあっては役員の氏名、個人にあってはその者の氏名
- 第5 資格の有効期間及びその更新手続
- 1 指名競争入札の参加資格の有効期間は、資格審査の結果、指名競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定した日から平成33年3月31日までとする。
- 2 資格の有効期間の更新を希望する者は、平成32年10月中に、平成33年4月1日から平成36年3月31日までの間の資格審査の告示を予定しているので、当該告示に基づき申請書類を提出すること。
- 第6 資格の取消し
- 知事は、有資格者が次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。
- 1 審査基準日以後に第1の2の(1)から(5)までのいずれかに該当することとなったとき。
- 2 資格審査申請書又は添付書類中の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- 第7 指名停止等
- 知事は、有資格者について、業務に関し不誠実、法令違反等の行為があったとき又は経営不振等のときは、指名停止又は指名不選定とすることがある。
- 高知県告示第655号
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に県が委託する庁舎等の清掃業務の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に該当するものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。
- 平成29年9月29日

- 高知県知事 尾崎 正直
- 第1 競争入札に参加する者に必要な資格
- 競争入札に参加することができる者（以下「有資格者」という。）は、審査基準日（資格審査の申請の日の属する月の前月の初日とする。以下同じ。）の前日において3年以上の建築物又はその附属施設（以下「建築物等」という。）の清掃業務の営業実績を有する者で、1に定める資格審査事項により審査し、当該資格審査事項の審査基準に適合していると認めて競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定したものである。ただし、審査基準日において、2の(1)から(7)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加する資格の審査を受けることができない。
- 1 資格審査事項及び当該資格審査事項の審査基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 受託実績（審査基準日の直前2年間の各事業年度における建築物等の清掃業務の受託実績により算出した年間平均受託実績） 1億円以上
- (2) 流動比率（審査基準日の直前の決算について流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したもの） 100パーセント以上
- 2 次のいずれかに該当する者は、競争入札に参加する資格を有しない。
- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人若しくは未成年者又は破産者で復権を得ないもの
- (2) 営業に関し法令上必要な要件を備えていない者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 手形又は小切手の不渡り事故を起こし、銀行当座取引を停止されている者
- (5) 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者
- ア 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- ウ 役員等（法人にあっては代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用者（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員等に該当するもの
- エ 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの

オ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

カ 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

キ 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

ク 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

ケ 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

コ アからケまでに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(6) 審査基準日の前日までに納期限の到来した都道府県税又は消費税及び地方消費税を滞納している者。ただし、資格審査の申請をするまでに完納した場合は、この限りでない。

(7) 県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者にあつては個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしない者、県内の市町村において新たに事業を開始しているが個人住民税の特別徴収義務者に該当するか否かの判断がされていない者にあつては個人住民税の特別徴収義務者に該当することとなったとき（個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときを含む。）に個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしない者

第2 資格審査の申請の方法等

1 競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、知事が別に定める様式による競争入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければな

らない。ただし、特別な理由がある場合は、別の書類をもってこれに代えることができる。

(1) 登記事項証明書（個人にあつては、営業を行っていることを確認することができる書類及び市町村長が発行した身分証明書並びに申立書（知事が別に定める様式による。））

(2) 営業経歴書（知事が別に定める様式による。）

(3) 受託業務実績調書（知事が別に定める様式による。）

(4) 納税証明書（審査基準日の前日までに納期限の到来した都道府県税並びに消費税及び地方消費税について滞納がないことが分かる証明書）

(5) 財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び利益処分（損失処理）に関する書類、個人にあつては貸借対照表及び損益計算書で、審査基準日の直前2事業年度分のもの）

(6) 印鑑証明書

(7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の登録を受けている者にあつては、そのことを証する書面の写し

(8) 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（知事が別に定める様式による。）

(9) 個人住民税特別徴収額決定通知書の写し

(10) 役員等名簿及び照会承諾書（知事が別に定める様式による。）

(11) (1)から(10)までに掲げる書類のほか、知事が特に必要があると認める書類

3 資格審査の申請は、随時受け付ける。

第3 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、知事が別に定める様式による競争入札参加資格決定通知書により当該申請者に通知する。

第4 資格審査申請書及び添付書類の記載事項の変更届

資格審査申請書を提出した後に次に掲げる事項に変更があったときは、知事が別に定める様式による競争入札参加資格審査申請書等記載事項変更届を直ちに知事に提出しなければならない。

- 1 商号又は名称
- 2 本社又は本店の所在地
- 3 営業所等の名称又は所在地
- 4 法人にあつては役員の氏名、個人にあつてはその者の氏名

第5 資格の有効期間及びその更新手続

1 競争入札の参加資格の有効期間は、資格審査の結果、競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定した日から平成33年3月31日までとする。

2 資格の有効期間の更新を希望する者は、平成32年10月中

に、平成33年4月1日から平成36年3月31日までの間の資格審査の告示を予定しているもので、当該告示に基づき申請書類を提出すること。

第6 資格の取消し

知事は、有資格者が次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。

- 1 審査基準日以後に第1の2の(1)から(5)までのいずれかに該当することとなったとき。
- 2 資格審査申請書又は添付書類中の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

第7 その他

平成29年9月高知県告示第654号（平成30年度から平成32年度までに県が委託する庁舎等の清掃等の業務の契約に係る指名競争入札の参加者の資格等）に係る資格審査の申請を受理された者のうち、第1の1に定める資格審査事項の審査基準に適合している者は、競争入札の参加資格を有する者として競争入札参加資格者登録名簿への登録を受けることができる。この場合において、その者の競争入札の参加資格の有効期間は、競争入札参加資格者登録名簿への登録がされた日から平成33年3月31日までとする。

高知県告示第656号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年9月29日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

須崎市	和田 晴行
〃	森本 武弘
〃	中川 弥太郎

(2) 加入区の名称

須崎町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

須崎町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成29年9月29日から同年10月13日まで

(2) 縦覧場所

須崎町漁業協同組合

高知県告示第657号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項

及び第167条の11第2項の規定により、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に県が発注する物品の購入（製造を含む。）又はサービス（清掃、警備及び設備保守管理を除く。）の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期、方法等について次のとおり定める。

平成29年9月29日

高知県知事 尾崎 正直

#### 第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者（以下「有資格者」という。）は、平成29年11月1日（以下「審査基準日」という。）において2の(2)から(9)までのいずれにも該当しない者で、1に定める資格審査事項により審査し、競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定したものとす。

##### 1 資格審査事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 審査基準日の前日における営業年数
- (2) 審査基準日の前日における事業に従事する者の数
- (3) 審査基準日の直前1年以上の期間事業を継続している者については、直前1年の事業年度における販売高又は製造の実績高
- (4) 審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額（法人にあっては純資産の額を、個人にあっては次年繰越しの純資本金の額をいう。）

##### 2 次のいずれかに該当する者は、競争入札に参加する資格を有しない。

- (1) 1に定める資格審査事項により審査した結果、参加資格を得られなかった者
- (2) 成年被後見人、被保佐人、被補助人若しくは未成年者又は破産者で復権を得ないもの
- (3) 営業に関し法令上必要な要件を備えていない者
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (5) 手形又は小切手の不渡り事故を起こし、銀行当座取引を停止されている者
- (6) 審査基準日の前日までに納期限が到来した都道府県税を滞納している者。ただし、資格審査の申請をするまでに完納した場合は、この限りでない。
- (7) 消費税及び地方消費税を滞納している者。ただし、資格審査の申請をするまでに完納した場合は、この限りでない。
- (8) 県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者については個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者については個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個

人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしない者、県内の市町村において新たに事業を開始しているが個人住民税の特別徴収義務者に該当するか否かの判断がされていない者については個人住民税の特別徴収義務者に該当することとなったとき（個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときを含む。）に個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしない者

- (9) 高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者として知事が別に定める者

#### 第2 資格審査の申請の時期、方法等

- 1 競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、知事が別に定める様式による競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を平成29年11月20日（月）から同年12月19日（火）までの間に知事に提出しなければならない。
- 2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、別の書類をもってこれに代えることができる。
  - (1) 営業概要書（知事が別に定める様式による。）
  - (2) 登記事項証明書（法人の場合のみ）
  - (3) 身分証明書（個人の場合のみ。本籍がある市町村長が証明したもの）
  - (4) 印鑑証明書
  - (5) 都道府県税に係る納税証明書（審査基準日の前日までに納期限が到来した都道府県税について滞納がないことが分かる証明書）
  - (6) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（消費税及び地方消費税について滞納がないことが分かる証明書）
  - (7) 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（知事が別に定める様式による。）
  - (8) 財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告決算書の写しその他の決算状況が分かるもので、審査基準日の直前1事業年度分のもの）
  - (9) 暴力団排除に関する誓約書及び役員等名簿（知事が別に定める様式による。）
  - (10) 営業許可証又は認可証の写し（医療機器、医薬材料、運送、廃棄物処理等で、国又は地方公共団体の許認可等が必要な業種の場合のみ）
  - (11) 印刷に関する保有設備等申告書（知事が別に定める様式による。）

- (12) (1)から(11)までに掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

#### 第3 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、知事が別に定める様式による競争入札参加資格決定通知書又は競争入札参加資格審査結果通知書により当該申請者に通知する。

#### 第4 申請書の記載事項の変更届

申請書を提出した後に次に掲げる事項に変更があったときは、知事が別に定める様式による競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届を直ちに知事に提出しなければならない。

- 1 商号若しくは名称又は住所
- 2 代表者等の職名又は氏名
- 3 電話番号又はファクシミリ番号
- 4 実印又は使用印鑑

#### 第5 資格の有効期間

競争入札の参加資格の有効期間は、平成30年4月1日（競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定する日が同月2日以降になるときにあっては、当該決定する日）から平成33年3月31日までとする。

#### 第6 有資格者の追加登録

有資格者の競争入札参加資格者登録名簿への追加登録（以下「追加登録」という。）は、平成30年4月2日（月）から随時行うものとする。ただし、追加登録の日は、知事が特に認める場合を除き、資格審査の申請書を受理した月の翌月の初日とする。

また、追加登録において審査基準日に相当する日は、資格審査の申請があった月の前月の初日とする。

#### 第7 資格の取消し

知事は、有資格者が次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。

- 1 審査基準日以後に第1の2の(2)から(5)まで及び(9)のいずれかに該当することとなったとき。
- 2 申請書又は添付書類中の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

#### 第8 指名停止等

知事は、有資格者について、業務に関し不誠実、法令違反等の行為があったとき又は経営不振等のときは、知事が別に定める基準により指名停止又は指名不選定とすることがある。

-----  
**選挙管理委員会告示**  
 -----

**高知県選挙管理委員会告示第66号**

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第70号（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部を次のように改正する。

平成29年9月19日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

表中

四万十市	口屋内下沢多目的集会所	四万十市西土佐口屋内76番地3	平成18年9月8日
〃	用井集会施設	四万十市西土佐用井452番地1	〃
香南市	香我美トレーニングセンター	香南市香我美町徳王子2220-6	〃

を「

四万十市	用井集会施設	四万十市西土佐用井452番地1	平成18年9月8日
〃	常六集会所	四万十市常六238-8	平成29年9月19日
〃	片魚活性化施設ふれあいの里	四万十市片魚1825番地	〃
〃	西富山活性化センター	四万十市古尾146番地	〃
〃	四万十市立富山地区集会所	四万十市大用字熊野397-1	〃
〃	田野川甲構造改造センター	四万十市田野川甲497番地	〃
〃	四万十市立古津賀ふれあい会館	四万十市古津賀一丁目37番地	〃
〃	下田地区双海防災コミュニティセンター	四万十市双海688番地	〃
〃	四万十川下流交流センター	四万十市鍋島799番地1	〃

〃	間崎多目的集会施設	四万十市間崎1001番3	〃
〃	四万十市立具同地区集会所	四万十市具同字南丑ケ谷7621番2	〃
〃	四万十市東中筋老人憩の家	四万十市楠島1107番1	〃
〃	四万十市中筋老人憩の家	四万十市有岡1249-4	〃
〃	大宮生活改善センター	四万十市西土佐大宮1567番地4	〃
〃	須崎集会施設	四万十市西土佐須崎333番地6	〃
〃	藤ノ川農林漁家活動促進施設	四万十市西土佐藤ノ川717番地2	〃
〃	下家地集会施設	四万十市西土佐下家地612番地	〃
香南市	香我美トレーニングセンター	香南市香我美町徳王子2220-6	平成18年9月8日

に改める。

**高知県選挙管理委員会告示第67号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成29年9月29日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
てらお真吾後援会	寺尾 真吾	寺尾 光加	四万十市中村大橋通一丁目2192番地	平29・8・3

**高知県選挙管理委員会告示第68号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成29年9月29日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	自由民主党高知県宿毛市支部（寺田 公一）	異動なし	菱田 征夫	異動なし	平29・8・21
新			川村 三千代		
旧	自由民主党北川村支部（岩垣 実男）	異動なし	異動なし	安芸郡北川村野友甲1563-3	平29・8・18
新				安芸郡北川村野友乙530-1	

旧	自由民主党いの町伊野支部（土居 豊榮）	伊藤 浩市	久武 啓士	吾川郡いの町波川1733-1	平29・8・23
新		土居 豊榮	横山 文人	吾川郡いの町新町10-1	

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	横山幾夫後援会（今本 孝資）	異動なし	異動なし	安芸市港町二丁目6番19号	平29・8・17
新				安芸市井ノ口乙1266番地	
旧	税理士による山本有二後援会（坂本 伸廣）	森木 將雄	森木 將雄	高知市南はりまや町二丁目1番27号	平29・8・4
新				坂本 伸廣	